

留意事項実施状況報告書・補足説明資料  
信州大学大学院 法曹法務研究科 法曹法務専攻

国立大学法人 信州大学

平成20年4月1日現在

## 目次

①設置の趣旨及び必要性 ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
②教育課程の編成の考え方及び特色 ······ ······ ······ ······ ······	3
③履修指導の方法 (入学から修了までどのように教育するのか) ······	13
④教員の資質の維持向上の方策 (FD活動を含む) ······ ······	25
⑤入学者選抜の概要 ······ ······ ······ ······ ······	29
⑥各施設、学生の自習室等の考え方 ······ ······ ······	32
⑦自己点検・評価 ······ ······ ······ ······ ······	34
⑧情報提供 ······ ······ ······ ······ ······	35
⑨管理運営の考え方 ······ ······ ······ ······ ······	37
⑫その他 ······ ······ ······ ······ ······	39

## ① 設置の趣旨及び必要性

認可時の計画	実施状況
<p>(a) 教育上の理念、目的</p> <p>1) 教育の理念 信州大学法科大学院は、教育の理念として、「法の支配に奉仕せよ」、「知的に究理せよ」、そして、「つねに良き隣人たれ」を掲げる。</p> <p>2) 教育の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法の支配に奉仕する豊かな人間性と高い倫理性を備えた法曹の養成</li> <li>②高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成</li> <li>③経済・経営に強い法曹の養成</li> <li>④科学技術の動向に対する知見（Scientific mind）をもった法曹の養成</li> <li>⑤「法曹自らの手による自らの後継者養成」を目指す長野県弁護士会との密接な連携と共同による実践的な法曹教育</li> </ul>	<p>教育上の理念は、以下の資料等により明示し、内外に周知させるだけでなく、教職員一同が理念に沿った教育を履行するよう細心の配慮を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科案内パンフレット（4頁参照）</li> </ul> <p>教育の目的に適合するよう、研究科全体で教育体制を整え、以下の点に留意して継続的に認可時の計画の実施に当たっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法曹倫理及び組織的社會責任に配慮した教育方法の実践</li> <li>②地域問題に対処しうる知識と専門能力を育む教育指導体制の確立</li> <li>③経済学部との連携によるカリキュラム編成と実践</li> <li>④高度技術枠の設置に基づく学生募集への配慮、及び全学的な科学技術的資源の活用</li> <li>⑤長野県弁護士会のバックアップによる地域的かつ実践的な法曹養成指導体制の整備</li> </ul>
<p>(b) どのような法曹を養成するのか</p> <p>信州大学法科大学院は、「国民に開かれた、身近で、利用しやすく、頼りになる司法制度」を目指した司法制度改革の理念に基づき、以下の設置趣旨を掲げる。</p> <p>1) 良き市民として地域社会とともにあり、市民生活の法的助言者たる法曹を養成する。 「弁護士不足から公正な裁判を受ける機会の確保と権利保護に支障を来している」といわれるほど長野県の法曹過疎は極めて深刻であることから、地域社会に根ざし、高い倫理観を有して地域の人々に奉仕する、良き隣人としての法曹を養成する。</p> <p>2) 企業経営に明るく、科学技術に強い法曹を養成する。 観光資源に恵まれ、かつ、精密機械、製薬化学を中心に製造業に携わる中小企業が多く立地する中部地方では、環境保護、知的財産権の管理、海外への企業進出、外国</p>	<p>司法制度改革の左記理念に基づき、認可時の計画に掲げた各種の法曹を養成するために実効性のある組織作りに努め、設置趣旨の内容を具体的に実践している。</p> <p>1) 地域社会における法曹事情の把握と、地域固有の問題についての情報収集に努め、研究科全体が地域社会の一員となる体制を整えるとともに、法曹倫理及び組織的社會責任に関する教育・研修を精力的に実施している。</p> <p>2) 長野県の広域に渡りキャンパスを有する信州大学のネットワークを活かし、主に中小企業を中心とした経済活動の実態を把握するとともに、教育・研究両面において、現代的な法律問題に迅速に対処できる専門的知識と問題解決能力の醸成に注力している。合わせて、</p>

人労働者問題等、地域に特有で、かつ、先端的な法律知識を必要とする問題が日常的に多発している。これらの問題に迅速に対処しうる、経済活動を理解し、企業における技術革新・開発・産業化及び企業経営の健全化に対応できる法曹を養成する。

- 3) 地域の問題について政策立案能力を備えた法曹を養成する。

地方行政の比重が高まる中、地域主導による高水準の政策立案能力が求められている。その要請に応えうる、地域固有の問題について、正確な分析能力、適切な法的処理能力、事前予防のための政策立案能力を備えた法曹を養成する。

全学が有する科学技術に関する知的資産を動員し、より実践的な教育・研究の実現化に努めている。

- 3) 地方行政の観点からも、研究科を挙げて、地域固有の問題に取り組む姿勢を確立し、示唆に富んだ提言を行いうる研究体制と、将来の地方行政にとって必要な高水準の政策立案能力を育む教育体制の整備へ向けて積極的に活動している。

## ② 教育課程の編成の考え方及び特色

認可時の計画	実施状況
<p>(a) 教育課程編成の考え方</p> <p>1) 法理論教育と実務教育の架橋を実現させるため、教育課程全般を通じて、両者の段階的・継続的・有機的な連携を図ることを基本方針とする</p> <p>①研究者教員及び実務家教員が、それぞれ、自らの役割を明確に認識し、相互に協働・連携して教育にあたることを基本としつつも、実務家の視点を重視し、実務を強く意識した教育課程とする。</p> <p>②研究者教員は、各法分野における基礎知識及び法概念を系統的に理解させ、法的な思考能力、分析能力、批判ないし議論の能力、創造力を修得させるための教育を担当する。裁判を含む現実の法動向との適切な距離を保ちつつ、実定法制度の基本にある原理を的確に教授し、深い洞察力を身につける。</p> <p>③実務家教員は、これまでの実務経験を通じて得た知見を活用し、法実現過程のダイナミズムに対する学生の興味と関心を高めるよう教授する。</p> <p>2) 開講科目</p> <p>開講科目は、①法律基本科目、②実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の4系統で構成する。</p> <p>①法律基本科目</p> <p>法律基本科目は、法曹として、共通して求められる基本的素養と能力を修得させる。原則として必修科目として位置付けられ、段階的・反復的に履修することで、より応用的・発展的な科目の履修へつなげていくこととする。</p> <p>法律基本科目として、行政法の入門的科目である「行政法概説」を新設する。この科目は、行政法に関する基礎知識を習得させ、「公法総合1(法と行政活動)」「公法総合2(司法審査論)」「行政救済総合」への架橋となることを主たる目的とする「行政法概説」を、認可時の計画どおり、平成18年度から開講している。</p> <p>また、「統治の基本構造」において憲法の統治機構との関連で言及された「行政組織法」等の分野を主として行政法の観点から</p>	<p>認可時の計画に掲げた教育理念を実現するため、FD活動を活発に実施した。主として、教員研修会(授業参観と意見交換を行う)及び講義・演習担当者研修会(教員研修会での結果をもとに、教員全体で教育方法について検討する)をとおして、適切かつ効果的な教授法等の研究に努めた。</p> <p>認可時の計画に従って、授業科目を開講した(資料①:設置認可申請書の様式第2号の授業科目の概要)。</p> <p>行政法に関する基礎知識を習得させ、「公法総合1(法と行政活動)」「公法総合2(司法審査論)」「行政救済総合」への架橋となることを主たる目的とする「行政法概説」を、認可時の計画どおり、平成18年度から開講している。</p> <p>平成20年度入学生から、展開・先端科目であった「刑事特別法実務演習」を、「刑事法総合演習」に改称した上で、選択必修科目として法律基本科</p>

掘り下げて検討することによって、法科大学院の公法系科目に求められている「憲法と行政法の総合的理解」を図ることとする。したがって、「行政法概説」は、いわゆる「行政法総論」の領域のみを扱うのではなく、行政組織法及び行政救済法の領域についても概説し、これらの基礎をも習得させることを目的とする。

目に位置付けた。

【変更理由】

独立行政法人大学評価・学位授与機構による「平成19年度実施法科大学院認証評価（予備評価）」において、上記科目の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たるとの指摘を受けたため、それに対応するために上記変更を行うことにした。また、法律基本科目として位置付けた場合、選択必修科目とすることが相応しいと判断したため、そのような変更を行うことにした。

平成20年度入学生から、法律基本科目の授業科目を以下のように変更した。

「民事訴訟法3（民事執行法等）」を、「民事執行法・民事保全法」に改称の上、選択必修科目として展開・先端科目に位置付けた。

「経済刑法」を、展開・先端科目に位置付けた。

「刑事政策と法」を、「刑事政策」に改称の上、展開・先端科目に位置付けた。

「民事訴訟法総合演習」を、選択必修科目から、必修科目に変更した。

「刑事実体法1（刑法総論・各論1）」を、「刑法1（刑法総論・各論1）」に改称した。

「刑事実体法2（刑法総論・各論2）」を、「刑法2（刑法総論・各論2）」に改称した。

「刑事実体法演習」を、「刑法演習」に改称した。

【変更理由】

独立行政法人大学評価・学位授与機構による「平成19年度実施法科大学院認証評価（予備評価）」において、「民事訴訟法3（民事執行法等）」、「経済刑法」及び「刑事政策と法」の教育内容が、実質的に展開・先端科目に当たるとの指摘を受けたため、それに対応するために上記変更を行うことにした。また、「民事執行法・民事保全法」については、展開・先端科目として位置付けた場合、選択必修科目とすることが相応しいと判断し、そのような変更をすることにした。

「民事訴訟法3（民事執行法等）」を展開・先端科目に位置付け直すことに伴い、民事訴訟法科目全体の見直しも同時に行なった結果、「民事訴訟法総合演習」を必修科目と位置付けるのが相応しいと判断し、上記変更を行うことにした。

また、「刑事実体法」という科目名はあまりなじみがないように思われ、学生への周知の便宜も考え、「刑法」という一般的な名称を使用することにした。

②実務基礎科目

実務基礎科目は、法曹実務家としての基礎的実務能力を修得させる。このうち「ローカクリニック」は、事件の端緒である法律相談から始まり、事件受任、訴訟活動等を実際にを行うことにより、依頼者との接し方、事情聴取の方法など、法曹実務家としての実践力を習得させる科目である。また、「法曹倫理」は、法律家としての使命と責任を自覚し、職業倫理を身につけることを目的とする科目である。

③基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、「基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文部科学省告示第53号第5条1項3号））として、①法知識を発展的に検討していく創造的な思考力と具体的な問題解決に必要な法的分析能力の育成、②法曹としての豊かな人間性の涵養を目的とする。

1. 「基礎法学・隣接科目」として開講予定の、「英米法」や「中国ビジネス法」は、外国法に関する教養・理解を深め、比較法的分析能力を育成することを目的としたものである。
2. 「企業会計1」や「行政学」等の科目はもっぱら、法曹としての豊かな人間性の涵養を目的とした科目である。すなわち、これらは経済活動や行政活動などの法律分野に隣接する領域を理解し、広い視野において法律問題の解決に当たる能力の向上を目的とするものである。
3. 「法の創造と時代思潮」は、民法財産法分野の歴史上重要な問題について、裁判例、立法、学説等を参考としつつ、法史学的及び法社会学的視点から考究するものである。この科目は平成16年度設置計画においては展開・先端科目の「法律学展開演習3」とされていたが、その基礎法学的な性格を明確に

認可時の計画のとおり、「法曹倫理」を重視し、「ローカクリニック」の適切な実施に細心の注意を払うように努めている。

平成20年度入学生から、「民事保全の実務」を「民事執行・保全の実務」へと変更することにした。

【変更理由】

当該科目に関して検討した結果、民事保全に関する実務だけでなく、民事執行に関する実務に関しても教育することが、法律実務家としての基礎的実務能力の習得にとって有益であると判断したため、上記変更を行うことにした。

「法の創造と時代思潮」を基礎法学・隣接科目に位置付けた上で、平成18年度から開講している。

平成20年度入学生から、基礎法学・隣接科目の授業科目を以下のように変更した。

「英米法」を毎年開講科目にした。

「中国ビジネス法」を廃止した。

「法と経済2」を廃止し、「法と経済1」を「法と経済」に改称した。

「企業会計2」を廃止し、「企業会計1」を「企業会計」に改称した。

「犯罪検査学」を、「犯罪検査論」に改称の上、展開・先端科目に位置付けた。

「外国法特別演習1」「外国法特別演習2」を、それぞれ「外国法演習1（米国特許法）」「外国法演習2（米国著作権法）」に改称した上で、選択必修科目として展開・先端科目に位置付けた。

【変更理由】

「中国ビジネス法」、「法と経済2」及び「企業会計2」については、開講したものの、結果として履修登録をする学生がいないという状態であった。基礎法学・隣接科目の履修要件が2科目4単位であることに鑑みると、上記科目に登録学生がないという状況はやむを得ない面もある。

そこで改めて検討した結果、「中国ビジネス法」については、外国法に関する教養・理解を深め、比較法的分析能力を育成するという観点からは、有意義な科目であるが、同目的は「英米法」によっても十分に達成できると判断し、「英米法」につ

する修正を加え基礎法学・隣接科目に位置付けることとした（なお、「法律学展開演習3」は欠番とする。）。

いて、隔年開講科目であったのを毎年開講科目とするとともに、「中国ビジネス法」を廃止することにした。また、「法と経済2」及び「企業会計2」は、経済・経営に強い法曹の養成プログラムという観点からは有意義な科目であるが、同目的は「法と経済1」及び「企業会計1」のみによっても十分に達成できると判断し、それぞれ「法と経済」及び「企業会計」に改称するとともに、「法と経済2」及び「企業会計2」を廃止することにした。

独立行政法人大学評価・学位授与機構による「平成19年度実施法科大学院認証評価（予備評価）」において、「犯罪検査学」、「外国法特別演習1」及び「外国法特別演習2」の教育内容が、実質的に展開・先端科目に当たるとの指摘を受けたため、それに対応するために上記変更を行うことにした。また、「外国法特別演習1」及び「外国法特別演習2」については、展開・先端科目として位置付けた場合、選択必修科目とすることが相応しいと判断したため、そのような変更を行うことにした。

#### ④展開・先端科目

「展開・先端科目」を「先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの」（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年3月31日文部科学省告示第53号第5条1項4号））として、①法知識を発展的に検討していく創造的な思考力と具体的な問題解決に必要な法的分析能力の育成、②先端的な法領域についての基本的な理解を目的とする。

具体的な科目として、①法律基本科目や実務基礎科目から派生・分化した専門性の高い先端的な分野に属し、高い発展性を有する科目と、②法律基本科目及び実務基礎科目以外の実定法に関する分野の科目を配置する。

「展開・先端科目」は、地域の人々に奉仕する法曹・企業経営に明るい法曹を養成するという目的を実現させ、同時に法知識を発展的に活用する能力を修得させることを意図している。そのため地域の法曹として必要な実践的能力を修得させるた

めの公法系科目、企業取引等から生ずる具体的諸問題への対応能力を育成するための民事法系科目、刑事法系の先端法領域に関わる科目、現代的課題に即し複数の法領域を横断する科目を配置した。

特に、「法律学展開演習」と題する一連の演習は、各教員が、自らの専門領域に関する最先端のテーマを時宜に応じて内容を更新して行う科目である。各教員が取り上げる内容は、比較法的視点を重視したり、法と経済学の手法を探り入れたり、あるいは特別法領域に関わる最先端の議論を扱うなど、いずれもより専門性の高いものである。

法律学展開演習は1から8まであるが(ただし3は欠番)、そのうち、「法律学展開演習1(財政法)」は、平成16年度の設置計画書においては、「行政と情報」を講義内容としていたが、近時、国や自治体における財政作用の専門化・複雑化に伴い、財政法が独立した学問領域として急速に発展しつつあることから、当該科目を講義内容とすることに改めた。

また、「法律学展開演習4(財産・家族特殊研究)」は、複雑化する近時の家族紛争の解決に不可欠な科目横断的、先端的な問題を対象として講義を行うものである。対象・内容を家族法の特別法・隣接法、及び比較家族法、国際家族法に求め、より先端的なものに深化させ、平成16年度の設置計画に比べ、より「展開・先端科目」として相応しい内容とした。

法律学展開演習1の講義内容を財政法に改め、「法律学展開演習1(財政法)」として平成19年度から開講している。

「法律学展開演習4(財産・家族特殊研究)」の対象・内容を家族法の特別法・隣接法、及び比較家族法、国際家族法に求め、より先端的なものに深化させた上で、平成19年度から開講している。

平成20年度から、「現代法特別講義1(生命と法)」「国際私法・国際民事訴訟法」「地方自治法」「労働法2」「社会保障法」「医療紛争法」「知的財産法2」「金融法」及び「現代法特別講義2(刑事司法の現代的課題)」を選択必修科目と位置付けた。また、「金融法」を毎年開講科目とした。

#### 【変更理由】

従来は、教育の目的として掲げている「高度の専門能力を持ち地域の経済・社会・行政に貢献できる法曹の養成」、「経済・経営に強い法曹の養成」及び「科学技術の動向に対する知見(Scientific mind)をもった法曹の養成」という観点から、それにより相応しいと考えられる科目を、展開・先端科目の選択必修科目として掲げていた。しかし、個々の学生の多様なニーズに対応すべく検討し直した結果、より展開的な内容を扱う一連の「法律学展開演習」科目を除いた科目を選択必修科目と

することが妥当であると判断した。また、「金融法」に関しては受講ニーズがあるものの、他の隔年開講科目との関係から受講が難しいという状況があったため、毎年開講科目とすることにした。

平成20年度入学生から、法律基本科目及び基礎法学・隣接科目の授業科目を以下のように変更した。

#### 法律基本科目

「民事訴訟法3（民事執行法等）」を、「民事執行法・民事保全法」に改称の上、選択必修科目として展開・先端科目に位置付けた。

「経済刑法」を、展開・先端科目に位置付けた。

「刑事政策と法」を、「刑事政策」に改称の上、展開・先端科目に位置付けた。

#### 基礎法学・隣接科目

「犯罪捜査学」を、「犯罪捜査論」に改称の上、展開・先端科目に位置付けた。

「外国法特別演習1」「外国法特別演習2」を、それぞれ「外国法演習1（米国特許法）」「外国法演習2（米国著作権法）」に改称した上で、選択必修科目として展開・先端科目に位置付けた。

#### 【変更理由】

独立行政法人大学評価・学位授与機構による「平成19年度実施法科大学院認証評価（予備評価）」において、上記科目の教育内容が、実質的に展開・先端科目に当たるとの指摘を受けたため、それに対応するために上記変更を行うことにした。また、「民事執行法・民事保全法」「外国法演習1」及び「外国法演習2」については、展開・先端科目として位置付けた場合には選択必修科目とすることが相応しいと判断し、そのような変更をすることにした。

平成20年度入学生から、展開・先端科目であった「刑事特別法実務演習」を、「刑事法総合演習」に改称した上で、選択必修科目として法律基本科目に位置付けた。

#### 【変更理由】

独立行政法人大学評価・学位授与機構による「平成19年度実施法科大学院認証評価（予備評価）」において、上記科目の教育内容が、実質的に法律基本科目に当たるとの指摘を受けたため、それに対応するために上記変更を行うことにした。また、法律基本科目として位置付けた場合、必修選択科目とすることが相応しいと判断したため、そのよ

	<p>うな変更を行うことにした。</p> <p>平成20年度から、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改称した。</p> <p>【変更理由】 講義対象である法律が「金融商品取引法」となったため、講義名もそれに合わせて改称した。</p> <p>平成19年度以前の入学生については、認可時の計画のとおり、各科目を開講している。</p> <p>平成20年度入学生については、開講単位数を以下のように変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 法律基本科目を32科目64単位開講し、うち56単位を必修とし、2単位を選択必修とする。</li><li>② 実務基礎科目を10科目20単位開講し、うち8単位を必修とし、4単位を選択必修とする。</li><li>③ 基礎法学・隣接科目を12科目24単位開講し、うち4単位を選択必修とする。</li><li>④ 展開・先端科目を28科目56単位開講し、うち12単位を選択必修とする。</li></ul> <p>【変更理由】 「② 教育課程の編成の考え方及び特色 (a) 教育課程編成の考え方 2 開講科目」において述べた各変更結果を反映したものである。</p> <p>平成19年度まで、認可時の計画のとおり、1年3学期制を実施した。</p> <p>平成20年度から2学期制へ変更した。</p> <p>【変更理由】 3学期制の教育効果については、認可時以降、検討を加えてきた。平成17年度に、学生の修学全般に関する学生の評価を実施し、学生が3学期制をどのように評価しているかを調査したところ、長期休みが少なく、好ましい学年暦であるとする評価がある一方で、長期休みが多く、好ましくない学年暦である（休みを利用して、予習復習ができない）という評価もあった。 そこで、改めて検討し直した結果、2学期制を採用したとしても、基礎から応用への段階的、反復的、科目横断的な教育効果の得られる科目配当</p>
--	---

<p>2) 1年次に民法の基礎教育を徹底</p> <p>法律基本科目では、1年次に民法の基礎教育を徹底する。したがって、民法各部の個別的な基礎知識を確実に習得するために、民法科目は民法1から民法7に細分化する。特に1学期に民法入門演習(2クラス制)を必修として、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を行う。2クラス制にすることは、少人数教育を実行するために必須である。そのために、学力試験を課すことによって能力別クラス編成を行う。民法入門演習の内容は基礎知識の修得と論理的な法学解釈論を身に付けさせることである。そのために、事前にプロブレム・メソッドに対応した課題を提示して、その課題に対する解答としてのレポートを書かせる。このレポートの内容を演習日にクラス全員で双方向的に議論し、再度レポートを作成してもらう。この内容を担当教員が添削して、個人指導を行う。このような方法によって、法概念の意味、条文の解釈方法、法学的文章の書き方、論理的な思考能力を養うことができる。さらに、学生個人の学力と法学の既習状況を把握することができ、個人に適合した勉学方法を指導することができる。この民法入門演習は細分化された民法各部を総合した内容となるので、民法全体の総合的な解釈方法を養うのに適合している。</p> <p>3) 実務基礎科目の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実務基礎科目は、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法を履修した2年次以降に開講する。実務基礎科目を20単位開講し、12単位の修得を修了要件とする。</li> <li>② 実務基礎科目のうち、民事裁判実務の基礎、刑事裁判実務の基礎、民事裁判実務は、2クラス制とし、添削指導を含め少人数教育を行う。少人数教育を有効に行うために、2クラス制にする</li> </ul>	<p>は維持できること、また、上記教育効果は、長期休みを利用した学生自身の予習・復習を介することで、より充実したものになると思われること、以上の結論に達し、2学期制への変更を行うことにした。</p> <p>認可時の計画のとおり、民法1から民法7(14単位)を1年次に配当し、民法総則から家族法までの民法全体についての基本的知識を習得できるように配慮した。「民法入門演習」(1年次配当)については2クラス制(1クラス20人以下を原則とする。)とし、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。また、学生に解答を求める課題については、財産法を中心に民法の各分野に跨る基礎的・複合的な論点を含むものとし、民法全体の総合的な理解を深めることができるように配慮している。</p> <p>認可時の計画では、民法入門演習は1年次1学期に開講するとされていたが、1年次後期に開講することとした。</p> <p><b>【変更理由】</b> 民法入門演習が1年次前期に配当されている場合、他の民法関係の授業で学習していない内容も演習項目に含むことになる。民法入門演習は、細分化された民法各部を総合した内容とすることによって、民法全体の総合的な解釈方法を養うことを目的としているが、この目的を達成するためには、他の民法関係の授業をいくつか履修した後に民法入門演習を履修することが望ましいと判断される。そこで、民法入門演習は、1年次後期に開講することとした(この点は、信州大学法科大学院外部評価委員会外部評価報告書(平成19年1月)においても指摘されている)。</p> <p>実務基礎科目は、法律基本科目との階梯関係を考慮しつつ、認可時の計画のとおり開講する。</p> <p>「民事裁判実務の基礎」と「刑事裁判実務の基礎」は2クラス制(1クラス20人以下を原則とする。平成18年度は、Aクラス14名、Bクラス17名であり、平成19年度はAクラス14名、Bクラス15名であり、平成20年度はAクラス</p>
--	---

<p>ことによって学生の能力と適性に応じた指導を行う必要があるからである。さらに、きめ細かな添削指導を行うことによって、民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の基礎知識の応用能力を養成し、実務を十分に考慮した法的思考能力を身に付けさせることができる。</p>	<p>14名、Bクラス13名を予定している)とし、少人数を対象にきめ細かな実務的、実践的指導を行うこととしている。また、3年次配当の「民事裁判実務」(平成19年度以降開講)も2クラス制とし、平成19年度はAクラス13名、Bクラス16名で実施し、平成20年度はAクラス14名、Bクラス15名で実施している。</p>
<p>4) 経済・経営に強い法曹の養成プログラム 基礎法学・隣接科目に、「企業会計1・2」、「法と経済1・2」等、経済・経営に強い(企業経営、政策立案、法の経済分析等の能力を備えた)法曹の育成を目指した科目を配置した。 さらに、法科大学院の学生に対し、信州大学経済社会・政策科学研究科の地域イニシアティブコース及びイノベーション・マネジメント専攻の開講科目の履修を可能とすることによって、地域に関する諸問題、経営管理、マーケティング等経営に関する科目も学習することができることとした。</p>	<p>経済・経営に強い(企業経営、政策立案、法の経済分析等の能力を備えた)法曹の養成プログラムが本大学院の教育課程の特色の一つであるが、平成17年度、平成18年度及び平成19年度に開講した「法と経済1」及び「企業会計1」については、相当数の学生がこれらの授業科目を履修した。 また、信州大学の他の研究科の授業科目の履修単位に関するガイドラインを定め、法科大学院の学生に対し、信州大学経済社会・政策科学研究科の地域イニシアティブコース及びイノベーション・マネジメント専攻の開講科目の履修を可能にした。</p>
<p>5) 科学技術の動向に対する知見を持った法曹の養成プログラム 基礎法学・隣接科目や展開・先端科目に、他</p>	<p>平成20年度入学生から、「法と経済2」及び「企業会計2」については、廃止することとし、「法と経済1」を「法と経済」に、「企業会計1」を「企業会計」に、それぞれ改称することにした。 【変更理由】 「法と経済2」及び「企業会計2」については、開講したものの結果として履修登録をする学生がないという状態であった。同科目は、経済・経営に強い法曹の養成という観点からは有意義な科目であるが、他方で、基礎法学・隣接科目の履修要件が2科目4単位であることに鑑みると、登録学生がないという状況はやむを得ない面もある。そのため、改めて検討した結果、「法と経済1」及び「企業会計1」のみによっても、上記目的はなお達成できるものと判断し、平成20年度入学生から、「法と経済2」及び「企業会計2」を廃止することにした。それに伴い、「法と経済1」及び「企業会計1」を、それぞれ「法と経済」及び「企業会計」に改称した。 認可時の計画のとおり、信州大学医学部に所属する教員が平成18年度に「法医学」の授業を実施し、平成20年度にも実施することにしている。</p>

分野からの先端的な知識や成果を専門的に生かすための科目を取り入れ、充実を図った。

例えば、基礎法学・隣接科目の「法医学」では、信州大学医学部に所属する教員が、解剖学教室等を使用して、医療紛争や犯罪検査を視野に入れた、実践的な教育を行う。また、展開・先端科目の「建築関係法」では、建築士の資格を有する教員が最先端の都市計画法・建築基準法等の不動産に関する行政法規の講義を行う。

(c) 一の授業科目について同時に授業を行う学

生数（1クラスの人数）

- 法律基本科目

- その他の科目

また、平成19年度には、建築士の資格を有する教員が「建築関係法」の授業を担当した。

・法律基本科目

法律基本科目の授業は、原則として1学年の定員である40名を対象とする（なお、平成17年度入学者は休学者等があり、法律基本科目の授業を、32名を対象として実施した。また、平成18年度は、募集人員を30名とし、31名を対象として法律基本科目の授業を実施した）。平成19年度は、募集人員を30名とし、31名を対象として法律基本科目の授業を実施している（休学期間終了により復学した者を含む）。平成20年度は、原則として42名を対象として法律基本科目の授業を実施している。

法律基本科目である「民法演習」（1年次配当）は2クラス制（1クラス20人以下を原則とする。）とし、添削指導とプロブレム・メソッドによる少人数教育を実施している。

・その他の科目

実務基礎科目のうち必修科目は以下の4科目である。2年次配当の「法曹倫理」（2単位）は原則として1学年の定員である40名を対象としているが、2年次配当の「民事裁判実務の基礎」と「刑事裁判実務の基礎」は2クラス制とし、少人数を対象にきめ細かな実務的、実践的指導を行うこととしており、また、3年次配当の「民事裁判実務」（平成19年度以降開講）も2クラス制とし、同じく少人数を対象にきめ細かな実務的、実践的指導を行うこととしている。

上記以外の科目は、選択必修又は自由選択であり、授業科目により履修者数は異なるが、いずれも少人数を対象としている

## (3) 履修指導の方法（入学から修了までどのように教育するのか）

認可時の計画	実施状況
<p>(a) 標準修了年限</p> <p>3年制とする（法学既修者を含む）。</p>	<p>認可時の計画のとおり履行している。</p>
<p>(b) 修了要件</p> <p>修了の要件は、修了のための単位取得の要件に加えて、3年次に履修した法律科目の平均点が、100点満点換算で、65点以上であり、かつ修了試験に合格することとする。</p> <p>修了試験は、以下の7科目について、論述式と口述式で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公法系科目</li> <li>・民事系科目</li> <li>・刑事系科目</li> <li>・租税法、国際私法・国際民事訴訟法、地方自治法、行政学、環境と法、建築関係法、労働法（労働法1と労働法2の範囲）、社会保障法、消費者法、医療紛争法、経済法、知的財産法（知的財産法1と知的財産法2の範囲）、国際取引法、金融法、証券取引法、倒産処理法、倒産処理の実務、犯罪検査学、法医学から3科目</li> <li>・企業会計1、法と経済1から1科目</li> </ul>	<p>修了要件は、認可時の計画では、修了のための単位取得の要件に加えて、3年次に履修した法律科目の平均点が、100点満点換算で、65点以上であり、かつ修了試験に合格することとされていたが、平成18年3月31日付け17文科高第868号による留意事項をも踏まえ、修了試験のあり方を再検討した結果、修了要件は、本法科大学院に3年以上在学し、96単位以上を修得し、かつ、入学時からの履修単位について、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと（平均成績値1.50以上）とすることに変更した。</p> <p>なお、上記の改正後の修了要件は、平成19年4月1日から適用することとした。改正後の修了要件は、平成19年3月31日現在在籍している学生に対しても適用されるが、平成19年3月31日現在在籍している学生には、経過措置として、一定の期間内に改正前の修了要件の適用を受けることを願い出た場合において、これがやむを得ないと判断されるときは、改正前の修了要件の適用を認めることとした。</p> <p>平成19年4月の時点での3年次生につき、平成19年度末に修了判定が行われたが、改正前の修了要件の適用を申し出た学生はいなかったため、上記改正後の修了要件に基づき判定が行われた。</p> <p>また、平成20年度より、修了要件に関わる入学時からの履修単位の成績値を次のように変更することとした。</p> <p>各履修単位について、秀の成績評価につき4点、優の成績評価につき3点、良の成績評価につき2点、可の成績評価につき1点、不可の成績評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値1.50を満たすこと</p>

	<p>＜参考＞</p> <p>留意事項</p> <p>「履行状況報告書では再試験は行っていないとされているが、実質的には追試が再試験と同様の救済的役割を果たしていると考えられ、また、公法系、民事系、刑事系などの各系ごとに課されている修了試験は、その趣旨や位置付けが不明確であるので、進級試験との関係性など、その在り方について検討し、適切に改めること。」</p> <p>修了要件の変更の結果、修了試験については、平成17年12月5日付け17文科高第580号に付された留意事項を踏まえ、総合的応用力を確認するという目的に即して実施する予定であったが、実施しないこととした。</p> <p>＜参考＞</p> <p>留意事項</p> <p>「進級試験及び修了試験については、その目的に即して適切に実施すること。」</p> <p>【変更理由】</p> <p>修了試験を実施する目的は、各科目の知識の総合的応用力を確認することである。しかし、学生は、段階的に配置された各科目を履修し、厳格な成績評価の下で単位を取得すれば、各科目についての知識や理解力をすでに十分に身につけているはずであり、また、各科目において各教員は、他の科目との関連をつねに意識して授業を行っており、各科目の知識の総合的応用力についても、学生が各科目を履修することによって身につけることができるはずである。さらに、公法総合、民商法総合演習など横断的・総合的な応用力の取得を目的とする科目も存在している。そこで、FD活動等を通して、各科目において学生が横断的・総合的な応用力を取得できるように授業内容を改善する努力をしてきたこと（今後ともこうした努力を継続していくこと）を踏まえて、かつ、今後とも厳格な成績評価を実施していくことを前提として、各科目の知識の総合的応用力を確認するための修了試験は廃止することとした。</p> <p>修了試験（及び進級試験）の廃止とともに、新たにGPA(Grade Point Average)制度に準じたポイント制を修了要件に付け加えるとしたが、その理由は、次のとおりである。学生が、各学年に段階的に設置された各科目の単位を厳格な成績評価の下で取得すれば、学生は実務法曹に必要な</p>
--	---

専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得しているはずであり、修了に必要な単位数の要件を充足すれば十分であるという考え方もあり得る。しかしながら、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に関連させた『プロセス』としての法曹養成制度」の中核としての法科大学院においては、受験勉強をするために法科大学院の授業科目については単位を取得するだけでよい、とくに、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のような新司法試験の試験科目以外の科目については成績が悪くても構わない、というような考え方を許すべきではなく、そのためには、すべての授業科目を対象として一定水準以上の成績評価を受けることを学生に求めるべきであると考えられる。そこで、新たにGPA制度に準じたポイント制を修了認定に必要な要件とすることとした。

また、GPA制度に準じたポイント制の導入により、修了要件のうち、取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が一定点以上であることを求める部分は削除した。学生が一定水準以上の成績評価を受けなければならなければならないことは、GPA制度に準じたポイント制によって確保されるのであり、GPA制度に準じたポイント制を導入する以上、この部分を残すことは妥当ではないと考えられる。

なお、平成20年度からの「秀」評定の導入について、信州大学全体で「秀」評定が導入されることとなったことに伴う変更である。

### (c)進級要件、履修科目の登録の上限

#### 1) 進級要件

- ① 1年次から2年次への進級に際しては、1年次第3学期に進級試験を行い、それに合格することを進級の要件とする。  
進級試験は、民法に関する1年次に履修した範囲で実施する。進級試験は、論述式で行う。
- ② 1年次から2年次への進級要件は、①の要件に加えて、法律基本科目を26単位以上修得し、かつ、取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が100点満点換算で70点以上とする。
- ③ 2年次から3年次への進級に際しては、2年次第6学期に進級試験を行い、それに合格することを進級の要件とする。

進級要件は、認可時の計画では、①1学年から2学年への進級については、法律基本科目を26単位以上修得し、かつ、取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が100点満点換算で70点以上であることと、進級試験に合格することであり、②2学年から3学年への進級については、2学年終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の10単位以上を含めた60単位以上を修得し、かつ、取得した2年次に取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が100点満点で65点以上であることと、進級試験に合格することであったが、①1学年から2学年への進級要件は、法律基本科目を26単位以上修得することとすること、②2学年から3学年への進級要件は、

進級試験は、公法系科目（憲法・行政法）、民事系科目（民法、商法、民事訴訟法）、刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）に関して、2年次に履修した範囲で実施する。試験の形式は論述式で行う。

- ④2学年から3学年への進級要件は、③の要件に加えて、2学年終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目を10単位以上を含め60単位以上修得し、かつ、2年次に取得した法律科目の平均点が100点満点換算で65点以上とする。

2学年終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目の10単位以上を含めた60単位以上を修得することとした。

なお、上記の改正後の進級要件は、平成19年4月1日から適用することとした。改正後の進級要件は、平成19年3月31日現在在籍している学生に対しても適用されるが、平成19年3月31日現在在籍している学生には、経過措置として、一定の期間内に改正前の進級要件の適用を受けることを願い出た場合において、これがやむを得ないと判断されるときは、改正前の進級要件の適用を認めることとした。

#### 【変更理由】

修了試験を実施する目的は、各科目の知識の総合的応用能力を確認することである。しかし、学生は、段階的に配置された各科目を履修し、厳格な成績評価の下で単位を取得すれば、各科目についての知識や理解力をすでに十分に身につけているはずであり、また、各科目において各教員は、他の科目との関連をつねに意識して授業を行っており、各科目の知識の総合的応用能力についても、学生が各科目を履修することによって身につけることができるはずである。さらに、公法総合、民商法総合演習など横断的・総合的な応用能力の取得を目的とする科目も存在している。そこで、FD活動等を通して、各科目において学生が横断的・総合的な応用能力を取得できるように授業内容を改善する努力をしてきたこと（今後ともこうした努力を継続していくこと）を踏まえて、かつ、今後とも厳格な成績評価を実施していくことを前提として、各科目の知識の総合的応用能力を確認するための修了試験は廃止することとした。また、進級試験は3月下旬に実施されるため、4月から始まる新学期に開講される授業科目の予習の時間を十分に確保することができないという問題点もあり、進級試験は廃止することとした。

上記の改正後の進級要件は、平成19年4月1日から適用されるため、平成17年度入学の学生の2年次から3年次への進級及び平成18年度入学の学生の1年次から2年次への進級に際しては、改正前の進級要件が適用され、平成18年度入学の学生の2年次から3年次への進級及び平成19年度入学の学生の1年次から2年次への進級に関して、改正後の進級要件が適用された。

(1) 1年次から2年次への進級

平成18年3月実施の1年次から2年次への進級試験においては、第1年次在籍（平成17年度入学生）の学生32名（休学者を除く）のうち、31名が受験し、厳格な評価を行った結果、全員合格した。

認可時の計画では、1年次から2年次への進級に際しての進級試験の試験科目は、民法に関する行うとされていたが、民事訴訟法も加え、民事系科目（民法・民事訴訟法に関する1年次に履修した範囲）として実施した。

【変更理由】総合的応用力を確認するという目的をより徹底するため。

なお、1年次から2年次への進級要件のうち、「法律基本科目を26単位以上修得し、かつ、取得した法律科目の絶対的評価要件の平均点が100点満点換算で70点以上とする」について、「取得した法律科目」を「取得した成績上位26単位の法律科目」と解することとした。

平成19年3月実施の1年次から2年次への進級試験においては、第1年次在籍（平成18年度入学生及び原級留年生を含む。）の学生29名（休学者を除く）のうち、29名が受験し、厳格な評価を行った結果、全員合格した。

平成19年度における第1年次在籍（原級留年生を含む。）については、進級試験を実施せず、改正後の進級要件を適用した。

(2) 2年次から3年次への進級

2年次から3年次への進級試験は、公法系科目（憲法・行政法）、民事系科目（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）に関する、2年次に履修した範囲で実施した。なお、2年次から3年次への進級要件のうち、「2学年終了時点で、2年次配当の法律基本科目と実務基礎科目を10単位以上を含め60単位以上修得し、かつ、2年次に取得した法律科目の平均点が100点満点換算で65点以上とする」について、「2年次に取得した法律科目」を、「2年次に配当された法律科目の全取得科目又は成績上位24単位」と解することとした。

平成19年3月実施の2年次から3年次への進級試験においては、平成17年度入学生29名（休学者を除く）のうち、29名が受験し、厳格な評価を行った結果、全員合格した。

<p>2) 履修科目的登録の上限</p> <p>① 1年次及び2年次の履修上限は各36単位とし、各学期14単位を超える履修登録を原則として認めない。</p> <p>② 3年次の履修上限は40単位とし、各学期16単位を超える履修登録を原則として認めない。</p> <p><b>(d) 成績評価方法・基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価基準の内容</li> </ul> <p>(1) 絶対的評価要件</p> <p>① 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テスト・中間テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。</p> <p>② 原則として、60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。</p> <p>(2) 相対的評価要件</p> <p>① 80点以上の者が、全合格者の25%を超えるときは、概ね上位25%以内の者を優とし、残りの80点以上の者は良とする。</p> <p>② 可の評価に関して、60点以上70点未満の者が、全合格者の10%に満たない場合には、成績の下位から概ね10%を可とする。</p> <p>(3) 単位認定の方法</p> <p>4分の3以上の出席を単位取得の必須要件とし、可以上の者に対して単位を与える。</p>	<p>平成19年度における第2年次在籍（原級留学生を含む。）については、進級試験を実施せず、改正後の進級要件を適用した。</p> <p>認可時の計画のとおり履行した。</p> <p>成績評価は、認可時の計画では、下記のような準則に従って行うこととしていたが、平成19年3月1日付け18文科高第700号で付された留意事項をも踏まえ、成績評価の準則を下記のように改めることとした。</p> <p>＜改正前の成績評価の準則＞</p> <p>① 絶対的評価要件</p> <p>(1) 成績は、原則として授業中の質疑応答の内容、課題・小テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。</p> <p>(2) 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。</p> <p>② 相対的評価要件</p> <p>(1) 80点以上の者が、全合格者の25%を超えるときは、概ね上位25%以内の者を優とし、残りの80点以上の者は、良とする。</p> <p>(2) 可の評価に関して、60点以上70点未満の者が、全合格者の10%に満たない場合には、成績の下位から概ね10%を可とする。</p> <p>＜改正後の成績評価の準則＞</p> <p>① 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。</p> <p>② 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。</p> <p>③ 各授業科目の成績評価の割合について、以下</p>
---	--

のガイドラインを設ける。

- a) 優は、成績上位概ね25%までとする。
- b) 合格者の少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとする。

④ 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目については、これを遵守する。これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行う。

＜参考＞

留意事項

「成績評価については、相対評価により行うこととしているが、科目ごとの成績分布の偏りなどから、基準・方法が不明確なものとなっているので、その在り方について検討し、適切に改めること。」

【変更の理由】

成績評価をさらに厳格に行うようになるとともに、成績評価の基準をより明確なものとするため。

改正前の制度において、成績評価は、これを絶対的評価要件と相対的評価要件に分けていた。絶対的評価要件は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テストを50%，科目修了試験の得点を50%とし、その総合点を100点満点で換算して、60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とするものである。ただし、相対的評価要件を併用して、80点以上の者が全合格者の25%を超えるときは、概ね上位25%以内の者を優とし、残りの80点以上の者は良とすることとし、また60点以上70点未満の者が、全合格者の10%に満たない場合には、概ね下位10%の者を可とすることとしていた。今回の「成績評価の準則」の改正によって成績評価をさらに厳格化し、「優は成績上位概ね25%までとすること」と「成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えること」という成績評価の割合についてはガイドラインとして維持したまま、単純明快に、「原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テストを50%，科目修了試験の得点を50%とし、その総合点を100点満点で換算して、60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする」とした。改正前の制度では、絶対的評価要件で80点以上の点数を得る者の数にとくに制限はないが、新たな準則を適用すると、80点以上の点を得る者じたいが成績上位概

	<p>ね25%までに限定されることになり、現行の準則よりも成績評価は厳格化されるとともに、分かりやすいものとなる。</p> <p>教授会決定（平成19年3月）</p> <p>平成20年度より、信州大学全体で「秀」評定が導入されることになったことに伴い、成績評価の準則を、次のように改めた。</p> <p>(1) 成績は、原則として、授業中の質疑応答の内容、課題・小テストの成績を50%，科目修了試験の得点を50%とした総合点を100点満点で換算し評価する。</p> <p>(2) 60点以上70点未満を可とし、70点以上80点未満を良、80点以上90点未満を優、90点以上を秀とする。</p> <p>(3) 各授業科目の成績評価の割合について、以下のガイドラインを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 秀は、成績上位概ね10%までとする。</li><li>b) 秀と優は、合わせて成績上位概ね35%までとする。</li><li>c) 合格者の少なくとも成績下位の概ね10%の者に対しては可を与えるものとする。</li></ul> <p>(4) 成績評価の割合に関するガイドラインは、法律基本科目及び実務基礎科目の必修科目については、これを遵守する。これ以外の科目については、その趣旨を尊重して成績評価を行う。</p> <p>教授会決定（平成20年3月）</p>
・上記の内容を定める規程等	<p>教授会決定（平成19年3月）</p> <p>教授会決定（平成20年3月）</p>
・学生への提示方法	<p>学生に対しては、学生便覧に記載し、周知徹底を図るとともに、各教員がシラバスにおいて各授業科目に即して成績評価基準を具体化し、学生に提示している。</p>

<p>とし、70点以上80点未満を良、80点以上を優とする。</p> <p>・但し、優の評価に関して、80点以上の者の数が、全合格者の25%を超えるときは、概ね上位25%以内の者を優とし、残りの80点以上の者は、良とする。可の評価に関して、60点以上70点未満の者が、全合格者の10%に満たない場合には、成績の下位から概ね10%を可とする。</p>	
<p>・個々の教員の評価方法・基準のシラバスへの明記の有無</p>	<p>シラバスにおいて明記した。</p>
<p>・再試験の有無</p>	<p>平成19年3月1日付け18文科高第700号で付された留意事項をも踏まえて検討した結果、再試験は、1年次配当の法律基本科目に限つてこれを認め、その他の科目についてはこれを行わないこととした。また、1年次配当の法律基本科目についての再試験は、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者に対してのみ、これを行うものとした。</p>
	<p>本研究科は3年生コースのみを設けているが、実際は入学者の約半数が法学部・法学科出身であり、また、1年次配当の法律基本科目と言えどもかなり高度な内容のものであるとともに厳格な成績評価を行っており、純粹な法学未習者が法学部・法学科出身者と同じ土俵で厳格な成績評価を受けることは、酷であると考えられる。そこで、1年次配当の法律基本科目に限り、かつ、合格点には達していないが、一定期間の学習の機会を与えた場合には合格点に達する見込みがあると判断される者のみという限定的な範囲で、再試験を認めることとした。2年次以降は法学の純粹な未習者も1年間の学習の機会を与えられており、再試験はもはや必要ないと判断される。</p>
<p>・上記の再試験による成績評価方法</p>	<p>再試験に合格した場合には「可」(60点)の成績評価を与えることとする。</p> <p>＜参考＞</p> <p>留意事項</p> <p>「履行状況報告書では再試験は行っていないとされているが、実質的には追試が再試験と同様の</p>

	<p>救済的役割を果たしていると考えられ、また、公法系、民事系、刑事系などの各系ごとに課されている修了試験は、その趣旨や位置付けが不明確であるので、進級試験との関係性など、その在り方について検討し、適切に改めること。」</p> <p>平成17年度中の教授会において、既修得単位の認定、単位互換及び他の研究科の授業科目の履修単位に関して、各々その取り扱いガイドラインを認可時の計画のとおり定めた。</p> <p>平成17年度から平成19年度までの期間中、既習得単位の認定の申請はなかった。</p>
--	---

する。

(2) 他の大学院(外国の大学院に留学する場合及び大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修する場合を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認める取り扱い(以下、単位互換という)は、以下のとおりとする。

- ①法律基本科目と実務基礎科目に関しては、単位互換を認めない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、他の大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目に限り、単位互換を認める。
- ④基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、単位互換を認める。
- ⑤展開・先端科目に関しては、他の法科大学院または法律学を研究する大学院で開講する授業科目で、本研究科で開講しない授業科目で、かつ展開・先端科目の趣旨に適合するものに限り、既修得単位の認定を行う。
- ⑥単位互換の申請は、それぞれの学期の受講登録期間中に、研究科長に対し行う。
- ⑦単位互換の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。

(3) 信州大学大学院の他の研究科の授業科目の履修単位の取り扱い(以下、他の研究科の科目履修という)は、以下のとおりとする。

- ①法律基本科目、実務基礎科目、及び展開・先端科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めない。
- ②基礎法学・隣接科目の法律科目に関しては、他の研究科の科目履修を認めな

- い。
- ③基礎法学・隣接科目の会計・経済系科目に関しては、本研究科で開講しない授業科目に限り、他の研究科の科目履修を認める。
- ④基礎法学・隣接科目の法律科目、会計・経済系科目以外の授業科目に関しては、基礎法学・隣接科目の趣旨に適合しているものに限り、他の研究科の科目履修を認める。
- ⑤他の研究科の科目履修の申請は、各年度の最初の学期の受講登録期間中に、研究科長に対し行う。
- ⑥他の研究科の科目履修の申請に対しては、学務委員会が第一次審査を行い、その結果をもとに、教授会で、認定の可否を決定する。
- (4) その他の細目は、学務委員会が起案し、教授会で決定する。

## (4) 教員の資質の維持向上の方策 (FD活動を含む)

認可時の計画	実施状況
(a) 実施体制	
1) 従来の法学教育に対する反省からの出発 従来の法学教育での理論と実務の乖離を真摯に反省し、実務法曹を養成する法科大学院の教育では、理論と実務の有機的連関の実現を問題意識として、全ての教員が共有するところから出発する。	教員研修会、講義・演習担当者研修会等において、意見交換を重ね、教育内容を中心に理論と実務の連携に努めている。
2) 研究者教員と実務家教員の連携と検証による自己点検評価 研究者教員と実務家教員は、互いに連携し合いながら、相互の研究・教育の内容が法曹教育に最適なものであるかどうかを厳格にかつ建設的に精査する必要がある。	実務研修会・理論研修会を実施し、研究・教育内容の検証に努めている。
3) 専門家による外部評価と学生による評価 外部の専門家及び受講者の評価を真摯に受け入れ、教育体制、教育内容、履修指導、設備の改善を行わなければならぬ。	各授業科目の授業評価を(各授業科目につき2回)実施し加えて学生の修学全般に関する学生の評価(満足度調査)を平成18年度以降、毎年継続して実施している。
4) 法曹倫理及び組織的社会責任の考え方の教示 教員は法曹倫理及び組織的社会責任(CSR)の考え方を修得し、法曹倫理科目の授業のみならず、各授業科目においても隨時法曹倫理及び組織的社会責任に言及し法曹教育の質を高めることに努める。	教員が各授業科目において法曹倫理及び組織的社会責任に言及することに努め、講義・演習担当者研修会で報告し、当該研修会報告書にその実施内容を記載した。
(b) 教員研修	
1) FD委員会 FDの企画、立案、実施を担当する組織としてFD委員会を設置する。FD委員会の下に実務研修会と理論研修会を置く。FDの有効な活動のために、FD委員会は、学務委員会、中期計画・認証評価委員会、外部評価委員会、研究・紀要委員会、コンプライアンス委員会と連携する。FDの企画、立案、実施に当たって、自己点検評価の項目と評価の視点における教育内容、教育方法、成績評価と現実の教育効果、教員の教育能力の向上を対象とし、大学評価・学位授与機構等の基準を十分に斟酌する。また、	FD委員会は、各教員毎に第1回目の授業アンケートを行った後に授業参観を行い、講義の内容と方法の検討を行う教員研修会を実施した。第2回目の授業アンケートの実施後に、授業を担当した教員に、研修会報告書を作成してもらい、講義・演習担当者研修会にて、講義及び演習の内容と方法を再検討し、さらに学期毎の総括を行った。研修会等の成果として教育内容および方法の改善例を挙げるならば、基礎学力の充実の方法、授業中の質疑応答内容による成績評価の方法、課題(レポート)・小テストの内容及び方法等である。

FD委員会は、信州大学の法曹教育における教育の理念と目的を考慮した教育課程の編成の基本方針及び理論と実務の架橋のための具体的取り組み、履修指導の基本方針及び履修指導の具体的方法、教員の資質維持向上の方策を十分に斟酌して講義・演習科目の内容及び方法の改善を指導する。その上で、各専任教員に対して適宜改善指導を行うとともに、実質的に改善がなされたかどうかの検証を行う。その際に、講義・演習関連資料、授業アンケート、授業参観、講義・演習担当者研修会報告の内容を参考にする。

## 2) 学務委員会

学務委員会は、自ら進んで、あるいは、学生からの個別学習相談、授業評価、自己点検評価に基づく指摘、外部評価委員会からの指摘を踏まえて、教育内容、教育方法、カリキュラム構成その他の一般的な改善を行う。

## 3) コンプライアンス委員会

研究科業務が学内外の諸ルールを遵守しているかを定期的に点検し、不十分な点について改善を提言し、法科大学院における法令遵守の徹底を図る。

## 4) 実務研修会・理論研修会等

### ①実務研修会

研究者教員の実務理解力を増進するため、弁護士会等の実務家を講師とする実務研修会を定期に実施する。

### ②理論研修会

実務家教員の理論教育面での能力向上のために、先端的法理論に関して、外部研究者を含む研究者を講師とする理論研修会を定期的に実施する。

### ③海外ロースクールでの研修

平成15年度から16年度にかけて米国ロースクールでの研修実績がある。今後も、積極的に教員の短期・長期の研修機

履修登録前に個別学習相談を実施した（平成17年4月に4回、平成18年4月に3回、平成19年4月に4回、平成20年4月に4回実施）。

また、各授業科目の授業評価と学生の修学全般に関する学生の評価に基づいて、教育内容、教育方法、カリキュラム構成の改善などを検討し、時間割の作成などに際して学生の要望を取り入れた。

平成18年度は、コンプライアンス委員会を5回開催し、講習会を2回実施した。

平成19年度は、コンプライアンス委員会を4回開催し、講習会を1回開催した。

平成18年度は、実務家教員を講師とする「紛争の処理について」と題する実務研修会を実施した。

平成19年度は、実務家教員を講師とする「裁判員制度・法曹三者の思惑と現状」と題する実務研修会を実施した。

平成18年度は、研究者教員を講師とする「新会社法の特色」と題する理論研修会を実施した。

平成19年度は、研究者教員を講師とする「公益法人制度の抜本的改革と新しい非営利法人制度」と題する理論研修会を実施した。

会を設ける。

5) 法律学研究会

平成13年度より、経済システム法学科教員と、長野県弁護士会とで年6回実施している法律学研究会をさらに充実することにより、実務と密接した研究活動を行う。

6) 中期計画・認証評価委員会

隔年に、入試・教育・学生指導・学生支援・法令遵守・FD・研究等の諸項目につき、自己点検評価を実施するとともに、外部専門家による外部評価への対応、準備を行う。

7) 外部評価委員会

教育内容・教育方法を中心に専門家による外部評価を、自己点検評価を実施した翌年に実施し、常に改善を行う。

- ①平成17年度から隔年1回の自己点検と外部評価を実施する。
- ②自己点検及び外部評価の結果は報告書として公表する。

8) 研究・紀要委員会

法科大学院は、従来の研究者養成のための大学院とは、性質を異にするとはいえるが、質の高い法曹養成を実現するためには、各教員は何より法律に対する深い学問的陶冶と研鑽に裏打ちされた学識・経験がなくてはならない。そこで、信州大学法科大学院では、これまでに増して、法律学の研究体制を充実することがより質の高い教育内容に繋がると考え、以下の事項を実施する。

①紀要の充実

1. 「信州大学法学論集」への法曹実務家の投稿公開

「信州大学法学論集」への法曹実務家などの論文掲載の機会を広げ、実務的課題についての研究領域の展開を進める。

2. 投稿内規の採択

平成19年度は、「イギリス離婚給付判例の最近の動向」と題する法律学研究会を実施した。

平成17年度分の教育・研究実績について、第三者評価（適格認定）に耐えうるものであるかとの観点から、具体的な評価項目を設け、自己点検評価を実施した。

平成17年度実績に基づく自己点検・評価を対象として、外部評価を行った。

また、自己点検及び外部評価の結果は、併せて公表した。

(資料②：自己点検・評価報告書、外部評価報告書)

平成17年6月24日に信州大学大学院法曹法務研究科『紀要』『スタッフペーパー』投稿内規を採択し、この投稿内規に基づいて信州大学法学論集投稿論文審査要領を定めた。

平成18年6月30日付けで信州大学法学論集第7号の論文募集を行い、6編の論文等が投稿された。法学論集第7号には執筆者一覧の箇所に研究・紀要委員長が完成論文を受理した日時である論文受理年月日を記載し、論説については外部の専門家によって査読を行った。研究・紀要委員会はこの過程を管理・運営し、その議事を記録した。法学論集第7号を平成18年12月22日に公刊した。

同様に平成18年10月31日付けで信州大学法学論集第8号の論文募集を行い、9編の論文等が投稿された。法学論集第8号を平成19年3月22日に公刊した。

平成19年度は、平成19年6月25日付けで信州大学法学論集第9号の論文募集を行い、9編

平成 17 年 6 月 24 日の研究科教授会において「信州大学大学院法曹法務研究科『紀要』『スタッフペーパー』投稿内規」を採択した。同内規は、外部の専門家による査読制の導入、研究・紀要委員長が完成論文等を受理した日時の『信州大学法学論集』への記載、研究・紀要委員会による論文等の管理・運営記録の作成・保持等の事項を定める。

- ②ロークリニックへの研究者教員の参加  
実務家教員が担当する「ローカクリニック」に順次定期的に研究者教員が参加することにより、研究者教員に対する実務研修としての機能を持たせる。

#### (c) 授業評価等の実施

- ①各授業科目の授業内容・授業方法・履修指導等に関しては各科目の開講後 5 回終了時に 1 回目の評価を行い、科目試験終了後に 2 回目の評価を行う。

- ②学生の修学全般に関する諸項目につき、少なくとも年 1 回学生による評価を実施する。

の論文等が投稿された。法学論集第 9 号には執筆者一覧の箇所に研究・紀要委員長が完成論文を受理した日時である論文受理年月日を記載し、論説については外部の専門家によって査読を行った。研究・紀要委員会はこの過程を管理・運営し、その議事を記録した。法学論集第 9 号を平成 19 年 12 月 7 日に公刊した。

同様に平成 19 年 10 月 31 日付けで信州大学法学論集第 10 号の論文募集を行い、6 編の論文等が投稿された。法学論集第 10 号を平成 20 年 3 月 21 日に公刊した。

平成 19 年度は、研究者教員等がローカクリニックにおける「法律相談の技法」という講義に実務研修として参加した。

各科目的開講後 5 回終了時に 1 回目の評価を行い、講義科目試験終了後または演習終了後に 2 回目の評価を行った。

授業評価（アンケート）による改善例としては、教科書の使用方法やレジュメの意義、課題レポートと小テストの内容と方法等が明確にされたことなどが挙げられる。

学生による評価（満足度調査）を平成 18 年度以降、継続して実施している。

## ⑤ 入学者選抜の概要

認可時の計画	実施状況
<p>(a) 入学者選抜の概要</p> <p>①入学者定員は、40名とし、3年コースのみとする。</p> <p>②多様な人材を受け入れるため、次の入学者枠を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高度技術法曹枠（定員の20%程度8名を限度とする）</li> <li>2. 地域法曹枠（定員の20%程度8名を限度とする）</li> <li>3. 一般枠（定員の60%程度）</li> </ol> <p>③入学志願者は、いずれの枠によって選抜を受けるかを志願時に申請する。3つの枠を複数にわたって重複して志願することはできない。</p>	<p>平成20年度入学者選抜に関しても、平成18年度及び平成19年度同様、入学者定員が40名となっているところ、平成17年度に判明した設置申請にかかる問題への反省を踏まえ、学生に対してきめ細かい学習指導を徹底して行うとの観点から、引き続き、募集人員を30名とした。</p> <p>また、コースは認可時の計画どおり3年コースのみとした。</p> <p>募集人員30名の内訳は、高度技術法曹枠と地域法曹枠がそれぞれ6名（募集人員の20%）を限度とし、一般枠を18名（同60%）程度とし、入学志願者には志願時に、いずれの枠によって選抜を受けるかを申請させ、複数の枠にわたって重複志願することは認めなかった。</p> <p>なお、平成20年度選抜試験は平成19年11月10日、11日に実施し、10日は面接（地域法曹枠のみ）、11日は小論文試験をそれぞれ行った。その結果、総計で40名が入学し、内訳は地域法曹枠0名、高度技術法曹枠2名、一般枠38名となり、前年度に引き続き、地域法曹枠での入学者が皆無となった（なお、合格者では、地域法曹枠は前年度1名であったが、平成20年度は0名であった）。</p>
<p>(b) アドミッション・ポリシー</p> <p>①「つねに良き隣人たる法曹」になるために必要な、当事者、被告人や被害者・家族の心の傷みを理解することができる人格を備えた者を受け入れる。</p> <p>②今後の法曹には、国内外の経済・社会の動向、科学技術の発展、形態・価値が変動する人間・家族関係に対する透徹した洞察力、そして社会常識に適った分析力・判断力が求められる。そこで、幅広い教養、深い社会的知性、論理的な理性、豊かな人間性を備えた人材を積極的に受け入れる。</p> <p>③多様なバックグラウンドを持った人材に法曹への門戸を開放するという法科大学院制度の趣旨を遵守し、法律学の既修未修を区別することなく、学部履修課程で多様な専門的領域における知識・学</p>	<p>アドミッション・ポリシーの趣旨を踏まえて、入学者選抜においては、法科大学院適性試験や小論文に加えて、自己申告書や志望理由書等の書類の提出を求め、志願者一人一人について、これまでの社会活動における取組み、職業経験・経歴を通じた実績、外国語の運用能力等の検証作業を行い、入学者選抜の過程で適宜評価を行った。</p> <p>特に、地域法曹枠に関しては、提出書類を通じて地域での活動実績を検証するに止まらず、地域法曹として将来定着する意欲がどの程度強いかを見極めるため、志願者全員に20分程度の面接を課した。</p> <p>また、高度技術法曹枠に関しては、提出書類を通じて、自然科学等における資格や経歴を検証し、サイエンティフィック・マインドを保有している者の受け入れを図った。</p> <p>いずれの枠での志願者についても、入学者選抜</p>

芸を修得し高い教養を保有している者を積極的に受け入れる。

法律学既修者のための特別コースは設けない。既修未修の区別なく全て3年制とする。法律学関連の科目に係る入学試験は実施しない。

④社会的活動・关心や職業的体験などを通じて法曹の職につくことを希望する者を積極的に受け入れる。そのため、法曹への意欲のみならず、これまで従事してきた社会貢献活動や職業的経験・経歴など、社会経験や社会・職業上の実績を積極的に評価する。とくに、NPO活動分野や金融取引・国際取引分野などからの人材の受け入れが期待される。

⑤科学技術の発展普及に応じた法曹を養成していくために、サイエンティフィック・マインドを保有している者を積極的に受け入れる。

⑥住民の高齢化や経済的基盤の低下など、地域社会の諸問題に対処する能力を有する法曹を養成していくために、「地域法曹となる意欲・使命感をもつ者」を積極的に受け入れる。

#### (c) 社会人、非法学部出身者の受け入れのための具体的方策

##### 1) 社会人・他学部出身者の受け入れ

信州大学法科大学院は、多様なバックグラウンドをもつ人材を積極的に受け入れるため、特に科学技術について専門的な知識・経験を有する志願者や、将来地域法曹として活躍しようとする強い意欲を有する志願者に対して、特別の選抜枠を設け、積極的にこれらの者を受け入れる。具体的には、高度技術法曹枠は半数程度、地域法曹枠は4分の1程度、一般枠は4分の1程度について、それぞれ社会人・他学部出身者を優先的に合格させる措置をとる。以上により、全体として社会人・他学部出身者を合格者の3割程度の割合で受け入れることとする。

信州大学法科大学院では、「社会人」とは、「大学卒業後入学年の3月31日の時点で満3年を経過したこととなる者」とする。「他学部出身者」とは、「法学系学部・学科以外の出身者」とし、出願時における出願者本人の申告と提出する学業成績書等に基づき、出身学部名・学科名の他、

の課程で旧司法試験での実績等法学知識の有無を加点事由として取扱うことはしなかった。

なお、適性試験に関しては、平成19年度入学者選抜においては大学入試センターが実施する「法科大学院適性試験」の成績カードの提出を必須とする方針を維持したまま、適性試験委員会(日弁連法務研究財団・商事法務)が実施する「法科大学院統一適性試験」の成績証明書を任意の提出資料とした上で、これを提出した志願者については、選抜の過程で、「法科大学院適性試験」の成績とほぼ同等のウェイトでこれを評価し、実質的には双方の適性試験を遜色ない形で取り扱ったが、平成20年度入学者選抜における適性試験の取扱いについては、志願者はこれら2つの適性試験のいずれか一方を任意に提出し得る、完全な選択制を導入した。

平成20年度合格者全体でみれば、総計64名のうち、社会人・他学部出身者は40名(約63%)となり、目標の3割を上回った。

枠別にみれば、高度技術法曹枠は3名中3名(100%)が、一般枠は61名中37名(約61%)が、社会人・他学部出身者によって占められており、それぞれ半数程度、4分の1程度という目標を達成している。

なお、平成20年度入学者全体でみれば、総計40名のうち社会人・他学部出身者は27名(約68%)となり、目標の3割を上回っているほか、枠別には、高度技術法曹枠は2名中2名(100%)が、一般枠は38名中25名(約66%)が、それぞれ社会人・他学部出身者となっており、枠別の目標も達成できている。

学部の取得単位数のうち法律科目が3分の1に満たない等を目安に、信州大学法科大学院で判定する。該当する法律科目は信州大学法科大学院で判定する。

(d) 法律科目試験の実施方策等  
(法律科目試験は実施しない)

## ⑥ 各施設、学生の自習室等の考え方

認可時の計画	実施状況
<p><b>(a) 講義・演習室</b></p> <p>講義用教室及び演習室については、経済学部棟及び共通教育棟の教室と演習室を利用することによって対応する。</p> <p>また、講義室を年中無休・24時間利用可能とすることにより、学生が自由に討論・談話する環境を整えた。</p> <p>模擬法廷教室は人文・経済学部棟の円形階段教室に移動式裁判官席を設置し、模擬法廷教室として利用する。</p>	<p>経済学部棟には専用講義室を増設して2室とし、新設した法科大学院自習室棟にも専用講義室1室を設置したほか、経済学部棟、人文・経済学部棟、全学教育機構棟の教室と演習室を必要に応じて使用している。</p> <p>経済学部棟に演習室兼討論室を1室、法科大学院自習室棟にラウンジを1室設置し、24時間利用可能とするほか、専用講義室の学生討論室としての開放も継続して実施している。</p> <p>また、信州大学が長野県と賃貸契約を結んだ「長野県衛生部松本旭町庁舎」に、模擬法廷用教室を確保した。</p>
<p><b>(b) 自習室</b></p> <p>1) 学生の自習室等の考え方</p> <p>信州大学法科大学院では、1授業科目(2単位)を90分15回(全22.5時間)で講義することから、学生は1授業科目あたり、67.5時間(授業1回あたり4.5時間)以上の自主学習が必要となるため、最新かつ高度の法情報への日常的なアクセスが求められる。このため、学生の自習環境を整備、充実させることが重要である。</p> <p>①学生自習室及び図書資料室は、自習施設の中心である。学生は自習室及び図書資料室を拠点として、情報関連設備及び端末(LAN), 視聴覚機器、エアコン、自動入退館システムを設置し、書誌情報、法令集・判例(ネットサービスを含む)、基本図書・雑誌、法情報(ネット・コンテンツ)を充実させる。</p> <p>②これらの法律情報は、ネットをとおして、最新のものが、時間、場所を問わず入手できる環境を構築する。</p> <p>③各教員は、教育支援システム等を利用して、学生の利便性を図るとともに、効率的かつ効果的な教育を推進する。</p> <p>④図書資料室の管理、情報関連・法情報システム教育のために、ティーチングアシスタ</p>	<p>認可時の計画のとおり履行した。</p> <p>平成19年4月1日に法科大学院自習室棟を新設し、120名収容の自習室を設けた。自習室には認可時の計画通りの学習環境を整備するとともに、自習室の運用につき学生の自治を尊重する一方、必要に応じて学生の要望を調整し、適切な学習環境の提供に努めている。また、自習室配架の図書・雑誌等の充実を継続的に図っている。</p> <p>学生自習室及び図書資料室について、認可時の計画どおりの環境を整えた。</p> <p>海外文献情報データベースとしてレキシス・ネクシス社のLEXIS NEXISを、国内データベースとしてTKC社法科大学院教育研究支援システム及びLEX/DDBを導入し、現在も継続的に利用している。</p> <p>情報関連・法情報システム教育について、専任教員より、学生に対して、適宜講習を行っており、</p>

<p>ント数名を配置する。</p> <p>⑤学生自習室及び演習室は学生が自由に使用できるようにして、学生のグループ学習を促進する。 全在学生分の机、椅子、情報関連設備及び端末（LAN）を備えた学生自習室を整備し、年中無休・24時間利用可能とした。 自習室には、書誌情報、法令集、判例（ネット・サービスを含む）、基本図書（1000冊以上）・法学雑誌、法情報（ネット・コンテンツを含む）を備え付けた。</p>	<p>平成20年度も実施を予定している。加えて、TKC社の担当者によるデータベースに関する説明会を実施しており、平成20年度も実施を予定している。</p> <p>認可時の計画のとおり履行した。 加えて、学生自習室専用の基本図書については、学生、授業担当教員等の要望を容れ、平成19年度新たに200冊程度、及び雑誌記事検索DVD-ROM1組を配架した。 また、平成17年度中に購入した学生自習室専用の雑誌（法学教室及び法学セミナー等）を平成19年度も継続して配架した。 さらに、寄贈図書も隨時受け入れ、配架している。</p>
<p>(c) 図書（データベース等含む）</p> <p>既存の経済学部図書資料室を利用する。</p>	<p>認可時の計画のとおり履行した。</p>
<p>(d) 情報設備</p> <p>①法科大学院の学生に対して、TKCによる法科大学院研究教育支援システムを導入した。これにより、学生は、ネット回線を通じて、24時間自宅からも教材等にアクセス可能な状態にある。例えば、シラバス、教科レジュメ、教材、判例、資料等のオンライン配布・閲覧、レポートの提出が可能である。 ②海外文献情報データベースとしてLEXIS NEXISを、国内法律文献情報データベースとしてTKCのLEX/DB及び、第一法規のリーガル・リサーチシステムを導入した。</p>	<p>認可時の計画のとおり履行した。</p> <p>第一法規社のリーガル・リサーチシステムについては、TKC社のLEX/DBと機能的に重複しており、利用者の利用頻度がTKC社と比べて少ないこと等から、平成18年3月で学内にあるサーバーのデータの更新を中止し、同9月にサーバーを撤去した。</p>

## ⑦ 自己点検・評価

認可時の計画	実施状況
<p>○実施体制・方法</p> <p>1) 自己点検評価</p> <p>信州大学法科大学院では、研究科内部に中期計画・認証評価委員会を設置し、2年ごとに自己点検評価を行い、その成果を法曹教育に反映する体制をとる。また、その報告を公刊する。</p> <p>2) 外部評価</p> <p>自己点検評価報告を検証し、評価の客観性、透明性を担保するために研究科長が委嘱する5名の外部評価委員（法科大学院の法学教育に見識を有する法律学の研究者2名、法科大学院の法学教育に見識を有する法曹実務家2名、法科大学院の法学教育に見識を有する者1名）で構成する法科大学院外部評価委員会を設置して、2年ごとに外部評価を行う。その結果は、報告書に纏めて、公刊する。</p> <p>平成17年5月27日の研究科教授会において「信州大学大学院法曹法務研究科外部評価委員会内規」を制定した。</p> <p>3) 第三者評価（適格認定）と自己点検評価・外部評価の関係</p> <p>自己点検評価・外部評価は、入学者選抜、教育水準、成績評価・修了認定等が、第三者評価（適格認定）の評価に十分に耐えうるかを、自発的に検証、改善し、より良き法科大学院にするためのものである。全ての教員が、この点を意識し、常に教員資質の向上のための自己研鑽と組織改善に努める。</p>	<p>認可時の計画のとおり、中期計画・認証評価委員会を中心として、平成17年度分の教育・研究実績について、設置計画書記載の13項目の評価視点に加えて、第三者評価（適格認定）に耐えうるものであるかとの観点から、具体的な評価項目を設け、自己点検評価を実施した。</p> <p>また、その結果を、外部評価と併せて公表した。</p> <p>平成17年度実績に基づく自己点検評価を対象として、外部評価を行った。</p> <p>また、その結果を、自己点検・評価と併せて、公表した。</p> <p>（資料②：自己点検・評価報告書、外部評価報告書）</p> <p>自己点検評価の結果を、設置計画書記載の13項目の評価視点の下に外部評価によって検証し、教育・研究の改善すべき点を明らかにし、適切な措置を講じられるような体制を整備した。</p> <p>また、教員研修会（平成19年3月）において、外部評価で指摘された問題点への現在までの対応状況を確認し、残された課題について周知徹底を図った。</p>

## ⑧ 情報提供

認可時の計画	実施状況
○学内（学生・教職員）向け実施方法	学内（学生・教職員）に対する情報提供は、掲示板、学内オンラインシステム、Eメール、学生便覧等の配布資料を適宜利用し、行っている。
○学外（受験生・地域社会）向け実施方法	
1) 国民に開かれた法科大学院として情報の積極的な提供	平成17年5月に、信州大学法科大学院のホームページを立上げ、学外に対して、教育組織、教育理念、教育内容、研究成果等について情報公開を開始したが、その後、平成18年6月にはホームページの情報を更新したほか、「施設・制度」欄の改訂やページ（「Q&A」・「キャンパスライフ・サポート」）の新設、入試・説明会情報を中心とした新着情報の掲載等を実施することにより、質量ともにホームページ上で公開する情報の充実を図った。
信州大学法科大学院は、「国民に開かれた、身近で、利用しやすく、頼りになる司法制度」を目指した司法制度改革において重要な役割を担っていることを自覚し、法科大学院の教育組織、教育理念、教育内容、研究成果を広く積極的に情報開示する。もって、国民に信頼され、支持される法科大学院を目指すとともに、広く優秀な人材を、学生・教員として受け入れ、優秀な法曹の養成と研究成果の普及に努める。	また、平成18年6月から7月にかけて、本法科大学院の概要を説明したパンフレットや、入学者選抜の概要を記載した学生募集案内を作成した。こうした資料を基に、同年夏以降適宜、主として志願者向けに松本と東京で説明会を開催し、優秀な人材の受け入れを図った。
2) 個人情報の保護	個人情報保護法等の趣旨を踏まえ、学生募集案内の中に、個人情報の利用を入学者選抜及びその他特定の目的に限定する旨を記載したほか、志願者からの提出資料の取扱いを数人に限定するなどして、募集の過程で取得した個人情報の管理を徹底した。
3) 情報開示の内容・方法は、以下のとおりである。	情報開示は、信州大学及び法科大学院の概要を記載したパンフレット、学生便覧、ホームページ、学生募集案内、報告書等を通じて実施している。
①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③施設・設備 ④定員 ⑤入学者選抜 ⑥在学期間 ⑦教育課程 ⑧教育方法 ⑨成績評価 ⑩修了要件	開示対象となっている左記の情報①～⑯は、その性質に応じて、学内または学外のいずれかに提供する扱いとしている。このうちホームページや報告書等を通じて学外に提供している情報は、①～③、⑤～⑩、⑫～⑯であり、⑯については、学生便覧や掲示・配布物を通じて在籍学生をはじめとする学内関係者に情報提供を行っている。なお、

<p>⑪教員の資質向上の方策（FD） ⑫研究活動 ⑬自己点検評価 ⑭外部評価 ⑮学生支援 ⑯学生の進路 ⑰司法試験に関する項目 について、大学概要、学生便覧、ホームページ、入学案内、報告書等で、情報を適宜開示する。</p>	<p>⑪については、教授会における配布物等により、教職員への情報提供を行っている。 なお、④の定員及び⑪のFDの実施状況について、ホームページにおける開示を予定している。</p>
---	---

⑨ 管理運営の考え方

認可時の計画	実施状況
(a) 組織体制 1) 法科大学院は独立研究科として独自の研究科教授会を置く。	平成17年4月1日に法曹法務研究科教授会を設け、原則として毎月開催している。 資料③：法曹法務研究科規程
2) 研究科長のもとに、FD委員会、学務委員会、コンプライアンス委員会、入試・広報委員会、中期計画・認証評価委員会、財務・総務委員会、国際交流委員会、研究・紀要委員会、図書委員会、教育環境整備委員会を置き、研究科長の諮問機関として外部評価委員会を設置した。	研究科長の下に、平成19年4月に再編した以下の委員会を設置して、適宜、開催している。 FD・紀要委員会 学務委員会 コンプライアンス委員会 入試委員会 中期計画・認証評価委員会 総務委員会 国際交流委員会 【変更理由】 教員数と比較して多数の委員会が存在していたことを踏まえ、より実効的な管理運営体制を整備するとの観点から、FD委員会と研究・紀要委員会を、学務委員会と図書委員会を、財務・総務委員会と教育環境整備委員会を、それぞれ統合した。  また、研究科長の諮問機関として設けられている外部評価委員会に関しては、平成17年度の自己点検評価について検証を受けた。
3) 研究科教授会、各委員会は専任教員及びみなし専任教員で構成する。 4) みなし専任教員は、研究科教授会の構成員として法科大学院の管理運営に参加する権利を有し義務を負うものとする。 5) 事務組織として、法科大学院係（専任2名、非常勤1名）を設け、学務事項等の法科大学院の事務を担当している。加えて、専任の副学部長（事務担当）が、法科大学院及び経済学部の事務統括を行い、経済学部総務係（専任3名、非常勤3名）が、法科大学院及び経済学部の総務・庶務事項をそれぞれ担当している。	平成20年3月1日付にて、副研究科長を設けた。 【変更理由】 研究科長を補佐する体制を整備し、より充実した管理運営組織とした。  法曹法務研究科教授会及び各委員会には専任教員及びみなし専任教員が参加している。  事務組織として、専任2名及び非常勤1名からなる法科大学院グループが学務事項等を、専任の副学部長（事務担当）が法科大学院及び経済学部の事務統括を、経済学部総務グループ（専任3名、非常勤3名）が、法科大学院及び経済学部の総務・庶務事項をそれぞれ担当している。

<p>6) 当研究科は、法曹養成機関としての使命に応えるべく、教職員による法令遵守の徹底に努める。</p>	<p>平成17年5月27日付にて、法科大学院内に、実務家弁護士教員を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、年度計画を策定し、活動している。また、年1~2回程度講習会を実施している。</p>
<p>その一環として、平成17年5月27日付にて、法科大学院内に、実務家弁護士教員を委員長とするコンプライアンス委員会を設けた。当委員会は、法科大学院に係る法令・規則を経常的にフォローして教職員からの照会に対応するとともに、適宜、法令・規則を周知させるための講習を行う。</p>	

(b) 審議事項

各委員会の主たる担当事項は以下のとおりである。

① FD委員会

教員研修会の企画・実行等

② 学務委員会

教育内容・教育方法・カリキュラム構成の改善等

③コンプライアンス委員会

法令・規則等に関する情報提供、コンプライアンス講習の実施等

④入試・広報委員会

入試の企画・実行、ホームページの充実、広報活動等

⑤中期計画・認証評価委員会

中期計画の見直し、自己点検評価の実施、認証評価の準備等

⑥財務・総務委員会

予算の作成・執行、教授会の企画運営、諸規程の整備等

⑦国際交流委員会

国際交流に関する事項等

⑧研究・紀要委員会

研究活動の促進、紀要の発行等

⑨図書委員会

図書の選定・購入の企画・運営等

⑩教育環境整備委員会

教育施設の向上等

⑪外部評価委員会

自己点検評価の検証等

各委員会が、その担当事項に関して、適宜検討し、必要な事項を審議事項として、教授会に諮っている。

平成19年4月の委員会の再編に伴い、各委員会の担当事項は以下のとおりとした。

① FD・紀要委員会

教員研修会の企画・実行、研究活動の促進、紀要の発行等

② 学務委員会

教育内容・教育方法・カリキュラム構成の改善、図書の選定・購入の企画・運営等

③ コンプライアンス委員会

法令・規則等に関する情報提供、コンプライアンス講習の実施等

④ 入試委員会

入試の企画・実行、ホームページの充実、広報活動等

⑤ 中期計画・認証評価委員会

中期計画の見直し、自己点検評価の実施、認証評価の準備等

⑥ 総務委員会

予算の作成・執行、教授会の企画運営、諸規程の整備、教育施設の向上等

⑦ 国際交流委員会

国際交流に関する事項等

⑧ 外部評価委員会

自己点検評価の検証等

## (12) その他

事 項	対 応 状 況
(c) 未開講科目が著しく多い（5科目以上）もの	<p>本法科大学院では、履修登録の対象ではないという意味での「未開講」科目はない。しかし、開講したが、結果として履修登録をした学生がいなかつた科目という意味での「未開講」科目としては、平成18年度に、「英米法」、「法と経済2」、「法の創造と時代思潮」、「現代法特別講義1（生命と法）」及び「法律学展開演習6（ビジネスプランニング）」の5科目があり、また平成19年度には、「中国ビジネス法」、「企業会計2」、「外国法特別演習2」、「法律学展開演習5（資金・証券取引の法的枠組み）」、「金融法」及び「法律学展開演習7（標識法（商標法・不正競争防止法））」があった。</p> <p>本研究科は、第1に、地域社会とともにあり、強い倫理観と法令遵守の精神を有し、市民生活の法的助言者として活動する法曹、第2に、経済活動を理解し、企業経営及びその健全化に対応できる法曹、第3に、地域固有の問題について、正確に理解し分析する能力を有し、政策立案能力を備えた法曹という3つの法曹像を設定し、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目において理想とする法曹の養成に資する授業科目を多数開講している。しかしながら、本研究科は小規模な法科大学院であり、在籍している学生数から1科目当たりの履修者数を考えると、現状では、結果として履修登録をする学生がいない授業科目が発生するのはやむを得ない面がある。</p> <p>そこで、各授業科目における履修者の適正な数を確保するために（開講したが、結果として履修登録をした学生がいなかつた科目という意味での「未開講」科目および履修者数が極めて少ない科目を減少させるために）授業科目の見直しを行った結果、「中国ビジネス法」、「法と経済2」、「企業会計2」については、これを廃止することにした。</p> <p>【変更理由】</p> <p>「中国ビジネス法」、「法と経済2」及び「企業会計2」については、開講したものとの結果として履修登録をする学生がいないという状態であった。基礎法学・隣接科目の履修要件が2科目4単位であることに鑑みると、上記科目に登録学生がいないという状況はやむを得ない面もある。</p> <p>そこで改めて検討した結果、「中国ビジネス法」については、外国法に関する教養・理解を深め、比較法的分析能力を育成するという観点からは、有意義な科目であるが、同目的は「英米法」によ</p>

っても十分に達成できると判断し、「英米法」について、隔年開講科目であったのを毎年開講科目とするとともに、「中国ビジネス法」を廃止することにした。また、「法と経済2」及び「企業会計2」は、経済・経営に強い法曹の養成プログラムという観点からは有意義な科目であるが、同目的は「法と経済1」及び「企業会計1」のみによっても十分に達成できると判断し、それぞれ「法と経済」及び「企業会計」に改称するとともに、「法と経済2」及び「企業会計2」を廃止することにした。